



2025年7月8日

各位

会社名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電話番号 048-615-4000

YAGEO Corporation との追加面談の実施（予定）及び YAGEO Corporation に対する追加質問送付に関するお知らせ

当社は、YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「YAGEO 公開買付け」といいます。）に関して、YAGEO Electronics Japan の完全親会社である YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）と協議の上、2025年7月17日から同月18日にかけて、台湾において面談（以下「第3回 YAGEO 面談」といいます。）を実施することといたしましたので、お知らせいたします。また、当社は、本日、YAGEO に対して、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）に関する追加質問（以下「2025年7月8日付追加質問」といいます。）を送付いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

まず、第3回 YAGEO 面談に至る経緯・背景として、当社は、YAGEO 公開買付けに対する当社の意見の検討にあたり、2025年6月13日付「当社追加質問に対する YAGEO Corporation からの回答受領に関するお知らせ並びに当社株式に対する YAGEO Electronics Japan 合同会社による公開買付け及びミネベアミツミ株式会社による公開買付けに関する当社の検討状況について」で公表しましたとおり、2025年6月18日に、YAGEO とのシナジーの検証に関する追加面談（以下「第2回 YAGEO 面談」といいます。）を実施いたしました。第2回 YAGEO 面談の中で、YAGEO から当社に対して台湾における第3回 YAGEO 面談のご提案をいただき、当社としても、YAGEO とのシナジーの検証には更なる対話・情報交換の機会が必要であると考えたことから、第3回 YAGEO 面談を実施することといたしました。

一方で、YAGEO が公表した2025年7月1日付「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。）によれば、YAGEO Electronics Japan は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外為法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、YAGEO Electronics Japan が外為法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領したとのことです。

以上のような外為法の届出に係る審査状況を踏まえ、当社は、特別委員会と協議したところ、特別委員会からも YAGEO 公開買付けの実現可能性を検証する必要があるとの意向が示されたため、改めて YAGEO Electronics Japan の外為法の承認取得に向けた手続きの状況を確認する目的で、YAGEO に対し、2025年7月8日付追加質問（別紙）を送付いたしました。

当社は、2025年5月21日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募中立）についてのお知らせ」及び「YAGEO Electronics Japan 合同会社に



よる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」で公表しましたとおり、2025年5月21日開催の取締役会において、当該時点の当社の意見として、ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）に対して賛同の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねること、及び YAGEO 公開買付けについては、意見の表明を留保することを決議しておりますが、当社は、今後、特別委員会とも協議の上、YAGEO との複数回にわたる書面及び面談での質疑応答を踏まえたシナジー及び実現可能性の検証内容並びにミネベアミツミによるミネベアミツミ公開買付けの公開買付価格の引き上げの意向等を総合的に勘案いたしまして、当社の企業価値引いては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から、引き続き YAGEO 公開買付け及びミネベアミツミ公開買付けについて真摯に検討を行い、決定事項があれば当社の株主の皆様にご速やかにお知らせいたします。

以 上

2025年7月8日

YAGEO Corporation
Founder and Chairman Pierre T.M. Chen 様

株式会社芝浦電子
代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃

貴社公開買付けに係る追加質問

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社及び貴社の完全子会社である YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」又は「公開買付者」といいます。）に対して、当社を YAGEO Electronics Japan の完全子会社とすることを目的とする一連の取引が、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものか否かを判断するにあたり、YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「貴社公開買付け」といいます。）の実現可能性の検証の観点から、質問状を通じて、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）に係る承認取得の見込みについて質問をしておりました。これに対し、貴社及び YAGEO Electronics Japan は、当社質問に対する貴社のご回答及び YAGEO Electronics Japan が 2025 年 5 月 9 日に提出した公開買付届出書（その後の訂正を含みます。）において、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに貴社公開買付けによる当社株式取得に係る承認は取得できる見込みであることを、ご説明されております。

一方で、貴社が公表した 2025 年 7 月 1 日付「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。）によれば、YAGEO Electronics Japan は、2025 年 7 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外為法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、YAGEO Electronics Japan が外為法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 8 月 1 日までに延長する旨の通知を受領したとのことです。

以上のような外為法の届出に係る審査状況を踏まえ、当社は、特別委員会と協議したところ、特別委員会からも貴社公開買付けの実現可能性を検証する必要があるとの意向が示されたため、改めて YAGEO Electronics Japan の外為法の承認取得に向けた手続きの状況を確認させていただきたく、追加でご質問（以下「本追加質問」といいます。）をお送りいたします。

本追加質問については、2025 年 7 月 15 日までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、情報の機微性の観点から、本追加質問に対して公表情報としてご回答いただくことが難しい場合、2025 年 3 月 28 日に貴社と当社間で締結した秘密保持契約書に基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にも、直接ご回答いただくことでも問題ございません。

重ねてになりますが、貴社公開買付けの実現可能性を検証する上で極めて重要な質問となりますので、ご回答いただきますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

1. 2025年7月1日付訂正公開買付届出書について

YAGEO Electronics Japan が提出した 2025 年 6 月 2 日付訂正公開買付届出書（2025 年 6 月 17 日付訂正公開買付届出書の訂正を含みます。）においては、「公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025 年 6 月 2 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。」との記載がなされておりましたが、その後 YAGEO Electronics Japan が提出した 2025 年 7 月 1 日付訂正公開買付届出書においては、「公開買付者は、2025 年 7 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 8 月 1 日までに延長する旨の通知を受領しました。」との記載がなされております。

以上の事実関係を踏まえ、以下の各事項についてご教示ください。外為法の審査の進捗は、貴社公開買付けの実現可能性に直結しており、株主が貴社公開買付けに応募するか否かを判断するために非常に重要な要素となりますので、真摯にご回答いただきますようお願い致します。

- (1) 公開買付者は、2025 年 6 月 2 日に、経済産業省との協議が着実に進み、公開買付者独自の判断として、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに外為法の承認を取得できる見込みと判断して外為法の再度の届出を行ったにもかかわらず、再度の届出から 1 ヶ月以上が経過した 2025 年 7 月 8 日時点においても、依然として外為法の承認が取得できておらず、かつ、財務大臣及び事業所管大臣より外為法の待機期間を 2025 年 8 月 1 日まで延長する旨の通知がなされるに至っておりますが、貴社の当初のご想定と異なる審査状況になっている経緯・理由（経済産業省との協議状況を含みます。）、当該待機期間の延長通知が外為法の審査結果に与える影響について、貴社のご認識・お考えを、法律事務所の見解も踏まえ、ご教示ください。
- (2) 公開買付者が、財務大臣及び事業所管大臣から、外為法の待機期間を延長する旨の通知を受領したことを踏まえ、現時点における外為法の承認取得の可否（対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告されず、貴社公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できる見込みを含みます。）及び時期の見通しに係る貴社のご認識・お考えを、法律事務所の見解も踏まえ、ご教示ください。
- (3) 上記に関連して、貴社は、外為法の審査期間が 2025 年 8 月 1 日まで延長されたにもかかわらず、貴社公開買付けの公開買付期間を 2025 年 7 月 15 日までしか延長しておりません。
 - ① 公開買付期間の延長について、外為法の延長された審査期間までではなく、2025 年 7 月 15 日までしか延長しなかった理由をご教示ください。
 - ② 貴社は 2025 年 7 月 15 日までに外為法上の貴社公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できるとお考えでしょうか。そうお考えになる具体的な理由と併せてご教示ください。
 - ③ 仮に 2025 年 7 月 15 日までに当該承認を取得できなかった場合、公開買付期間を更に延長することを想定されておりますでしょうか。貴社のご想定をご教示ください。公開買付期間は最長 60 営業日と定められており、原則として 2025 年 8 月 1 日までしか延長できないと理解しております。
 - ④ 2025 年 5 月 9 日付公開買付届出書における、「公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までには本株式取得に係る承認を取得できると見込んでおりますが、公開買付期間（延長した場合を含みます。）末日の前日までに管轄当局からの承認を取

得できない場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります」との記載を踏まえると、既に貴社は貴社公開買付けを撤回可能な状況にあると理解しております。仮に 2025 年 7 月 15 日までに当該承認を取得できなかった場合、貴社公開買付けを撤回する意向はございますでしょうか。現時点における貴社の貴社公開買付け撤回の可能性についてご教示ください。